

議第 27 号

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条例第 14 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 2 条 法第 17 条第 1 項に規定する条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号。同令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準のとおりとする。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。